

取引業者の方へ（業者との取引に関する指針）

東京立正短期大学は、公的研究費の厳格な運用と不正防止に取り組んでいます。取引業者の皆さまにも、不正使用が起きない・起こさない環境づくりのため、以下のご協力をお願いしています。

1. 入札の原則

公的資金による備品購入においては、3社以上に見積書の提出を依頼し、最も経済的合理性の高い業者と契約します。ただし、「備品規程」によらない消耗品は除きます。

2. 誓約書の提出

本学との取引にあたりましては、「不正使用に荷担しない」旨の誓約書（取引業者用）の提出をお願いしています。

3. 不正防止

当該研究費に関わる規定および本学諸規定にもとづいた取引にご協力ください。万が一、本学教職員から不正の依頼があっても絶対に受けないでください。不正と思われる事態に直面した場合は所定の申し立て窓口までお申し出ください。検収や監査、不正に関わる調査があった場合はこれにご協力ください。

4. 贈答の禁止

換金性の高い物品および高価な物品（おおむね、年始あいさつのカレンダーを超える物品）の寄贈はご遠慮ください。これらの贈答品が寄贈された場合は返却するだけでなく不正行為と認定する場合があります。

5. 業務外における接触の禁止

本学教職員との接触は該当業務内のみとしてください。勤務時間外の接触はご遠慮ください。

6. 不正への対応

故意・過失に関わらず、「研究活動における不正行為に関する調査ガイドライン」に沿って調査した結果、不正に関与したと認定された場合は、「東京立正短期大学の発注等に関する取引停止等の取扱規則」に基づき、取引を停止します。

附則

本指針は、平成27年4月1日から施行する。